

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年7月1日～令和5年6月30日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施。

<対策>

- 平成29年7月～社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年9月～制度の見直し要否確認と改定作業の実施
- 平成30年4月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標2：育児休業からの復職後又は子育て中の女性労働者を対象とした能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組。

<対策>

- 平成29年7月～社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成29年9月～制度の見直し要否確認と改定作業の実施
- 平成30年4月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進。

<対策>

- 平成29年7月～インターンシップ、トライアル雇用の募集実施検討
- 平成29年9月～制度の見直し要否確認と改定作業に実施
- 平成30年4月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知